

収入印紙

委 託 契 約 書

- 1 委 託 業 務 の 名 称 人事給与・庶務事務システム再構築及び運用保守業務
- 2 委 託 料 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇)
- 3 契 約 保 証 金 金〇〇〇〇円 又は 北九州市契約規則第25条第7項第〇号
の規定により免除する。
- 4 契 約 期 間 令和 年 月 日から
令和15年12月31日まで
- 5 業 務 履 行 場 所 (対 象) 北九州市総務市民局人事部給与課、その他本市が指定する場所

上記の委託業務について、北九州市を発注者とし、〇〇〇を受注者として、次の条項により委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成し、発注者、受注者各1通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

令和 年 月 日

発注者 北九州市 代表者

印

受注者 住所
商号又は名称
代表者

印

(総則)

第1条 発注者は、受注者に対して、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を別紙仕様書に基づき委託し、受注者はこれを受託する。なお、委託料の内訳は、別表に定めるとおりとする。

(1) 人事給与・庶務事務システム再構築業務（以下「再構築業務」という。）

(2) 人事給与・庶務事務システム運用保守業務（以下「運用保守業務」という。）

2 再構築業務については成果品を提出するものとし、運用保守業務については期間中継続的に役務を提供するものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(処理の方法)

第2条 受注者は、別添の仕様書（業務共通仕様書及び業務別仕様書）（以下「仕様書」という。）又は業務実施（処理）要領（以下「要領」という。）及び発注者の指示監督に基づいて、委託業務を実施（処理）しなければならない。

2 受注者は、仕様書（要領）に定めのない事項については、発注者と協議して実施（処理）するものとする。

(委託料の支払い)

第3条 委託料の支払いについては、別表「委託料支払明細書」に従い、受注者の支払請求に基づき、支払うものとする。

2 受注者は、第8条に規定する検査合格の通知を受領したときは、発注者の指示する手続に従って委託料の支払を請求するものとする。

3 発注者は、前項の規定により受注者の適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約保証金の還付)

第4条 発注者は、受注者の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。ただし、第25条第1項に規定する成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の期間内は、契約保証金の全部又は一部を保留することができる。

2 契約保証金には利子を付さない。

(業務計画書の提出等)

第5条 受注者は、この契約の締結後、10日以内に仕様書（要領）の定めるところにより、業務計画書等を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、受注者に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。

3 受注者は、この契約の履行に当たり、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等労働関係法令を遵守するものとする。

(報告義務等)

第6条 受注者は、仕様書（要領）の定めるところにより、業務報告書（日誌）を作成して発注者に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施（処理）に当たって事故が発生したとき、又は発生するお

それがあると認めるときは、直ちに発注者に通知するとともに、事故に対し十分の措置を講じなければならない。

- 3 受注者は、仕様書（要領）に定める方法以外の方法で委託業務を処理する必要が生じたとき、又は委託業務に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、発注者に、直ちにその旨を報告し、発注者と協議して業務を実施（処理）するものとする。

（調査等）

第7条 発注者は、受注者の委託業務の実施（処理）状況について随時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

（成果品の検査及び引渡し）

第8条 受注者は、委託業務の全部又は一部が完了したときは、遅滞なく成果品を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から10日以内にその内容を検査し、この検査に合格したときをもって成果品の引渡しを完了したものとする。
- 3 発注者は、検査の結果、不相当と認められる箇所又は不足する部分がある場合は、受注者に対し、期日を定めて補正その他必要な措置を指示することができる。この場合の補正等に要する費用は、受注者の負担とする。

（再実施の請求等）

第9条 発注者は、受注者の実施（処理）した委託業務が仕様書（要領）に定めるところに適合しないときは、受注者にこれに適合させることを請求し、受注者は、再実施（処理）による履行の追完をしなければならない。

（従事者の配置等）

第10条 この委託業務に従事する受注者の職員（以下「従事者等」という。）については、仕様書（要領）に定めるところにより、事前に必要書類を提出しなければならない。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により従事者等の異動又は交替を行う場合は、事前に発注者に通知しなければならない。

（履行期間の延長）

第11条 受注者は、天災事変その他受注者の責めに帰すことのできない理由、又は正当な理由により頭書の期限までに委託業務を完了できないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、その理由をやむを得ないと認めたときは、履行期間の延長を認めるものとする。この場合の延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

（履行遅延による違約金）

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに成果品を納入しなかったときは、発注者は、遅延日数に応じ、委託料から既済部分に対する代金相当額を控除した額に、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として徴収する。

- 2 発注者の責に帰すべき理由により第2条第4項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約の変更等）

第13条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 第1項の規定により契約内容を変更する場合において、委託料が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、委託料その他の契約内容を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による契約内容の変更の場合に準用する。

(再委託等の制限)

第15条 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の書面は、その内容の変更を行う必要が生じた場合は、その都度作成し、あらかじめ発注者による承認を受けなければならない。

第15条の2 受注者が、受託した業務の軽微な部分の再委託を行う場合には、前条に定める承認を省略することができる。ただし、発注者が必要と認める場合には、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

(1) 委託業務の実施が著しく不相当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(2) 発注者に対し、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行ったとき。

(3) 市の登録業者として不相当と認められる行為があったとき。

(4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。

(5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(6) 第22条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

(7) 第31条又は第34条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、契約保証金を納付していないときは、受注者は委託料の100分の5に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかったときは、発注者は、受注者に支払うべき委託料を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者はこれに異議を申し立てないものとする。

(暴力団関与の場合の解除権)

第17条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為の場合の解除権）

第18条 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。次条において同じ。）又は受注者の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員を除く。次条において同じ。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに對する同法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

（談合等に伴う損害賠償）

第19条 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し前条各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

3 第17条第3項の規定は、第1項の賠償金（前条の規定による解除があった場合に限り。）について準用する。

（違約金等の徴収方法）

第20条 発注者は、この契約に基づき受注者から違約金等を徴収することができるときは、受注者に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

（業務従事者損害の負担）

第21条 委託業務の実施（処理）に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この

限りでない。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前に通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第13条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託料の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(損害賠償責任)

第23条 発注者は、この委託業務の実施に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者（発注者の財物を含む。）に損害を与えたときは、発注者に対し、損害賠償の責めを負うものとする。

- 2 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、第三者（発注者の職員を含む。）の身体又は財物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第24条 受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合。
- (2) 建造物、施設若しくは物品（以下「建造物等」という。）自体の瑕疵又は建造物等に係る発注者の管理の瑕疵に基づく場合。

(契約不適合責任)

第25条 発注者は、第8条の引渡しの日から起算して12月以内に成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を発見したときは、受注者に1年以内に通知して、成果品の補正、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の規定により、履行の追完を請求した場合において、発注者が相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者がこれを行い、受注者にその費用を請求するものとする。
- 3 成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合により発注者が損害を受けたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第26条 受注者は、受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。ただし、プログラムの著作物の著作権を除く。）を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により著作権が受注者に留保されたプログラムの著作物（受注者が従来から著作権を有するものを含む。）について、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、本システムの利用目的の範囲内（保守、改修、及び将来のシステム移行を目的とした第三者への提供を含む。）において、非独占的に利用することを許諾する。なお、当該利用のうち、本業務において新規に開発された部分の対価は委託料に含まれるものとし、発注者は追加の対価を要さず、永続的にこれを利用できるものとする。
- 3 受注者は、成果品の著作物（受注者が従来から著作権を有する著作物を含む。）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。
 - (1) 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。ただし、受注者が従来から著作権を有する著作物については、発注者は、自己の事業の用に供する目的でのみこれを改変することができるものとする。

(2) 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。

(3) 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で発表すること。

4 受注者は、成果品の作成において、第三者が従来から著作権を有する著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、発注者に対する利用許諾を書面で得るものとする。ただし、汎用的なミドルウェアやオープンソースソフトウェア等、個別の書面取得が困難なものについては、そのライセンス規定の提示をもってこれに代えることができる。

5 受注者は、成果品の作成において、第三者が創作した著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、第3項に規定する同意を書面で得るものとする。

6 第4項及び第5項の書面の取得に要する費用は、受注者の負担とし、受注者は、当該書面を成果品とともに納品しなければならないものとする。

7 第4項及び第5項の著作物の利用に関して、発注者と第三者との間で紛争が生じたときは、受注者が責任を持って解決するものとする。

(施設等の供与)

第27条 発注者は、受注者が委託業務を実施(処理)するに当たり、必要と認める範囲の施設及び物件等を受注者に無償で供与するものとする。

2 発注者は、受注者が委託業務を実施(処理)するために直接必要とする電力、用水等があるときは、受注者に無償で供給するものとする。

3 受注者は、前2項に規定するものを除き、この委託業務を実施するために必要な費用をすべて負担するものとする。

(解除等に伴う措置)

第28条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この委託契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 発注者から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

(2) 発注者の施設及び物件等に委託業務を実施(処理)するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

2 受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設及び物件等を原状に復することができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第29条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(受注者の利用等)

第30条 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果品の内容を公表すること。

(2) 成果品に受注者の実名又は変名を表示すること。

(秘密の保持)

第31条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(特許権等の使用)

第32条 受注者は、委託業務を実施（処理）するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（緊急時の措置）

第33条 発注者は、この委託業務の実施（処理）に当たり緊急に必要と認めるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

（個人情報・情報資産の保護）

第34条 受注者は、個人情報（生存、死亡に関わらず全ての個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施（処理）により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 受注者は、委託業務を実施（処理）するために個人情報を取得する場合は、偽りその他不正な手段により取得してはならず、また、あらかじめ本人の同意を得ずにその業務の目的の達成のために必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

4 受注者は、委託業務の従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条及び第180条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

5 受注者は、業務を実施するにあたって、別紙「特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の費用）

第35条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第36条 この契約に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

個人情報の取扱いに関する委託契約特記事項

(責任体制の整備)

第1条 受注者は、生存、死亡に関わらず全ての個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（以下「個人情報」という。）の取扱いに関する規程類を整備するとともに、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報を取り扱う場合も同様とする。

(管理責任者及び個人情報取扱従事者)

第2条 受注者は、委託業務の実施に係る個人情報の取扱いの管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び個人情報を取扱う者（以下「個人情報取扱従事者」という。）を定めなければならない。

2 管理責任者は、委託業務を適切に実施するよう個人情報取扱従事者を監督しなければならない。

(取扱制限)

第3条 受注者は、委託業務の実施（処理）に当たって、個人情報取扱従事者の範囲及び個人情報取扱従事者に付与する権限については、必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取り扱いをさせてはならない。

2 受注者は、個人情報取扱従事者に、当該権限を付与された具体的業務の目的以外の目的で個人情報の取扱いをさせてはならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、個人情報を取扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(届出)

第5条 前各条の規定に基づき受注者が定める個人情報の安全管理措置については、書面により発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(個人情報取扱従事者の監督・教育)

第6条 受注者は、個人情報取扱従事者が委託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、管理責任者及び個人情報取扱従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

3 受注者は、個人情報取扱従事者に対し、委託業務を行わせる前に次に掲げる内容の研修を実施しなければならない。

(1) 個人情報を取扱う場合に個人情報取扱従事者が遵守すべき事項

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条及び第180条に定める罰則の内容

(3) 個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任

- 4 前項に規定する研修を実施するにあたり、受注者は委託業務において発生可能性の高い事務処理ミスを共有し、対応策を周知しなければならない。

(再委託の制限)

- 第7条 受注者は、委託契約書第15条ただし書の規定により、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）旨の承認を受けるときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- 2 委託契約書第15条ただし書の規定により発注者の承認を受け、委託業務の一部を再委託したときは、受注者は、再委託先に本契約に基づく個人情報の取扱いに関する義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の個人情報の取扱いに関する行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 3 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。なお、その際には、本特記事項に定める受注者の義務について、再委託先に遵守させなければならない。
 - 4 委託契約書第15条の2の規定にかかわらず、受注者は個人情報を取り扱う一切の業務については発注者の承認を省略して再委託してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条 受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第9条 受注者は、委託業務に係る個人情報に関し、次の各号の定めるところにより個人情報の管理を行わなければならない。
- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - (2) 発注者の指示又は承諾があった場合を除き、個人情報を作業場所の外へ持ち出さないこと
 - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合（電子メールで送信する場合を含む）は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (5) 受注者は、個人情報取扱従事者に個人情報を送付させる場合は、次のアからウまでに掲げる事項を遵守させなければならない。
 - ア 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (6) 前号のア及びイについては、個人情報取扱従事者による送付の都度複数人により確認し、ウについては管理責任者が了解していることその他管理責任者が指示した安全対策を講じること。
 - (7) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (8) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (9) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個

個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

- (10) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (11) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の使用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (12) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

2 受託者は、前項の行為の他、この委託契約による業務を処理するために個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、委託業務において利用する個人情報について、委託業務の実施以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の授受）

第11条 受注者は、受注者と発注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預かり証を提出しなければならない。

（個人情報の返却又は廃棄）

第12条 受注者は、委託業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、返却又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法について発注者に確認しなければならない。

3 発注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、受注者から立合いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

（監査及び検査）

第13条 発注者は、委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本規約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な改善を求めることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏洩えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、委託業務に関して個人情報の漏洩えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

情報資産の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、北九州市情報セキュリティポリシーその他関係法令等を遵守し、情報資産（北九州市情報セキュリティ基本方針2（1）に規定する情報資産をいう。以下同じ。）及び特定個人情報（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産の管理等)

第3条 受注者は、委託業務に係る情報資産を適正に管理するための体制を整備し、情報資産を取り扱う作業場所並びに責任者及び従事者を明確にした上で、あらかじめ発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、委託業務の責任者及び従事者に対し、委託業務に係る情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項に関する研修等の教育を行うとともに、当該事項を遵守するよう監督しなければならない。また、その代表者並びに委託業務の責任者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を徴し、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、発注者が指定する重要な情報資産の提供を受けたときは、受領証を作成し、発注者に提出しなければならない。また、委託業務に係る情報資産を搬送するときは、不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の環境に受注者の機器等を持ち込んで서는ならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

5 受注者は、委託業務に係る情報資産を発注者に報告した作業場所以外の場所へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。なお、持ち出すときは、その記録を作成し、保管しなければならない。

6 受注者は、委託業務に係る情報資産を、この契約の目的以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

7 受注者は、委託業務に係る情報資産を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る情報資産を、直ちに発注者に返却し、又は復元不可能な状態にする措置を講じた上で消去若しくは廃棄しなければならない。なお、消去又は廃棄したときは、発注者にその証明書を提出しなければならない。

9 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し情報資産の取扱いの状況について報告を求め、検査し、又は業務の履行に関して必要な改善を求めることができる。

10 前各項の規定は、特定個人情報の管理等について準用する。

(再委託等の制限)

第4条 受注者は、委託業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した

書面を発注者に提出しなければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 再委託の相手方の住所及び氏名
 - (2) 再委託する業務の範囲
 - (3) 再委託の必要性
 - (4) 再委託の相手方において取り扱う情報資産及び特定個人情報並びにその管理体制
 - (5) 再委託の相手方に対する管理及び監督の方法
- 3 受注者は、委託業務のうち発注者が指定する軽微な部分を再委託するときは、第1項ただし書の承認を省略することができる。
- 4 受注者は、委託業務を再委託するときは、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託の相手方の行為及びその結果について、発注者に対して責任を負うものとする。
- 5 前各項の規定は、再委託の相手方が更に再委託するなど複数の段階で再委託が行われる場合について準用する。

(事故発生時の報告等)

- 第5条 受注者は、委託業務に関し情報セキュリティ事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 発注者は、前項の報告があったときは、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(発注者の解除権)

- 第6条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反したときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。